## 大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

大磯町道路占用料徴収条例(昭和40年大磯町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

別表を次のように改める。

## 別表(第2条関係)

<b>₹</b> (第2条例	占用物件	単位	占用料
法第 32 条	第1種電柱	種電柱 1本につき1年	
第1項第	第2種電柱		2, 790
1号に掲	第3種電柱		3, 760
げる工作	第1種電話柱		1,620
物	第2種電話柱		2, 590
	第3種電話柱		3, 560
	支線及び支線柱		740
	その他の柱類		160
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	16
	地下に設ける電線その他の線類	1年	10
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1, 590
	地下に設ける変圧器		970
		つき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公	1個につき1年	3, 240
	衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1, 360
	広告塔	表示面積1㎡に	4, 580
		つき1年	
	その他のもの	占用面積1㎡に	3, 240
		つき1年	

法第 32 条	外径が 0.07m未	満のもの	長さ1mにつき	68
第1項第			1年	
2 号に掲	外径が 0.07m以	上 0.1m未満のもの		97
げる物件	外径が 0.1m以上	: 0. 15m未満のもの		150
	外径が 0.15m以	上 0. 2m未満のもの		190
	外径が 0.2m以上	: 0. 3m未満のもの		290
	外径が 0.3m以上	: 0.4m未満のもの		390
	外径が 0.4m以上	: 0.7m未満のもの		680
	外径が 0.7m以上	: 1.0m未満のもの		970
	外径が 1.0m以上	: 2.0m未満のもの		1, 940
外径が 2.0m以」		このもの		3, 890
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積 1 ㎡に	3, 240
法第32条第1項第4号に掲		歩廊	つき1年	150
げる施設		その他のもの		240
第 32 条第	地下街及び地下	階数が1のもの		A×0.005
1項第5	室	階数が2のもの		A×0.008
号に掲げ		階数が3以上のもの		A×0.01
る施設	上空に設ける通路			2, 290
	地下に設ける通路	各		1, 370
	その他のもの			240
法第 32 条	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的		占用面積1㎡に	46
第1項第	に設けるもの		つき1日	
6号に掲	その他のもの		占用面積 1 ㎡に	460
げる施設			つき1月	
政令第7	看板(アーチで	一時的に設けるもの	表示面積1㎡に	460
条第1号	あるものを除		つき1月	
に掲げる	<∘)	その他のもの	表示面積 1 m²に	4, 580
物件			つき1年	
	標識		1本につき1年	2, 590
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催	1本につき1日	46
		しに際し、一時的に設		
		けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	460

	幕(政令第7条	祭礼、縁日その他の催	その面積1㎡に	46
	第4号に掲げる	しに際し、一時的に設	つき1日	
	工事用施設であ	けるもの		
	るものを除く。)	その他のもの	その面積1㎡に	460
			つき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4, 580
		その他のもの		2, 290
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5			占用面積1㎡に	460
号に掲げる	工事用材料	つき1月		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7				320
号に掲げるが	<b>拖</b> 設			
前各項に該当しないもの			前各項に準じて町長が定める	
			額	

## 備考

- 1 金額の単位は円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置された変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において 同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持 するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうもの とする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満である ときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算す るものとする。
- 7 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1㎡単位価格をいうものとする。
- 8 算出した占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以 後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の 例による。

令和元年12月3日提出

大磯町長 中 﨑 久 雄